

第5章 その他関連施策の促進

【1】二次構造部材*の安全性の向上

住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進とともに、コンクリートブロック造の塀や窓ガラス、外壁タイル等の二次構造部材に関して、大阪府と連携しながら、以下の安全対策を講じる。

（１）コンクリートブロック造の塀の安全対策

大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会によると、地震発生時のブロック塀等の倒壊による死者・負傷者が出ることが予想されており、さらに地震後の避難や救助、消火活動にも支障が生じることが懸念される。

ブロック塀を設置している住民に対しては、日頃から安全点検に努めるよう啓発するとともに、特に通学路や避難経路沿いの危険なブロック塀に対しては、安全対策を講じるよう注意喚起に努め、あわせて安全な工法等について普及・促進に努める。

（２）窓ガラス・外壁材・屋外広告物・天井等の落下防止対策

①窓ガラス、外壁材等

市街地で人の通行の多い沿道に建つ建築物や、避難路沿いにある建築物の窓ガラスや外壁のタイル等の地震対策として、窓に飛散防止フィルムを貼ること、外壁の改修工事による落下防止対策について、所有者・管理者等に対して周知・啓発を図る。

②屋外広告物等

地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、広告物掲出許可時点・講習会等の機会を捉え、適切な設計・施工や維持管理についての啓発に努める。

また、関係団体にも協力を求め、屋外広告物等の安全性について所有者・管理者等に対して周知・啓発を図る。

③天 井

東日本大震災では、体育館など大空間を持つ公共施設の一部において、天井材の一部落下等により、人的・物的被害が発生した。これを受け、平成26年(2014年)4月に建築基準法関係法令が改正され、これにより大臣が指定する「特定天井*」について、大臣が定める技術基準に従って脱落防止対策を講ずべきことが定められるとともに、時刻歴応答計算*等の構造計算の基準に天井の脱落防止の計算を追加する等の改正が行われた。

多数の者が利用する大規模空間を持つ建築物で、国の技術基準に適合していない特定天井は、脱落防止対策を行うよう施設の所有者・管理者等に周知・啓発を図る。また、脱落

により危害を加えるおそれのある施設の所有者や管理者等には、改善指導を行うこと等を検討する。

（３）エレベーターの閉じ込め防止対策

近年、中規模の地震発生時においてエレベーターが緊急停止した際に異常が発生し、エレベーター内に人が閉じこめられる事例が多く発生している。

大阪府は、定期検査及び定期報告の機会に、現行指針に適合しないエレベーターの地震時のリスク等を建築物所有者等に対して説明し、安全性の確保について指導・啓発を行っている。

大阪府と連携し、パンフレット等により、建築物所有者等に日常管理の方法や地震時の対応方法、復旧の優先度・手順等の情報提供に努める。

【２】地震時の緊急輸送路等の指定

本市では、大阪府選定の広域緊急交通路と、災害対策本部、避難所、臨時ヘリポート、救援物資集積場所など防災重要拠点とを結ぶ次の道路を市緊急交通路として選定している。

大阪狭山市における緊急輸送路等の指定

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 大阪府地域防災計画に定める広域緊急交通路・ 大阪狭山市地域防災計画に定める市緊急交通路・避難路 |
|--|

市防災拠点・緊急交通路マップ

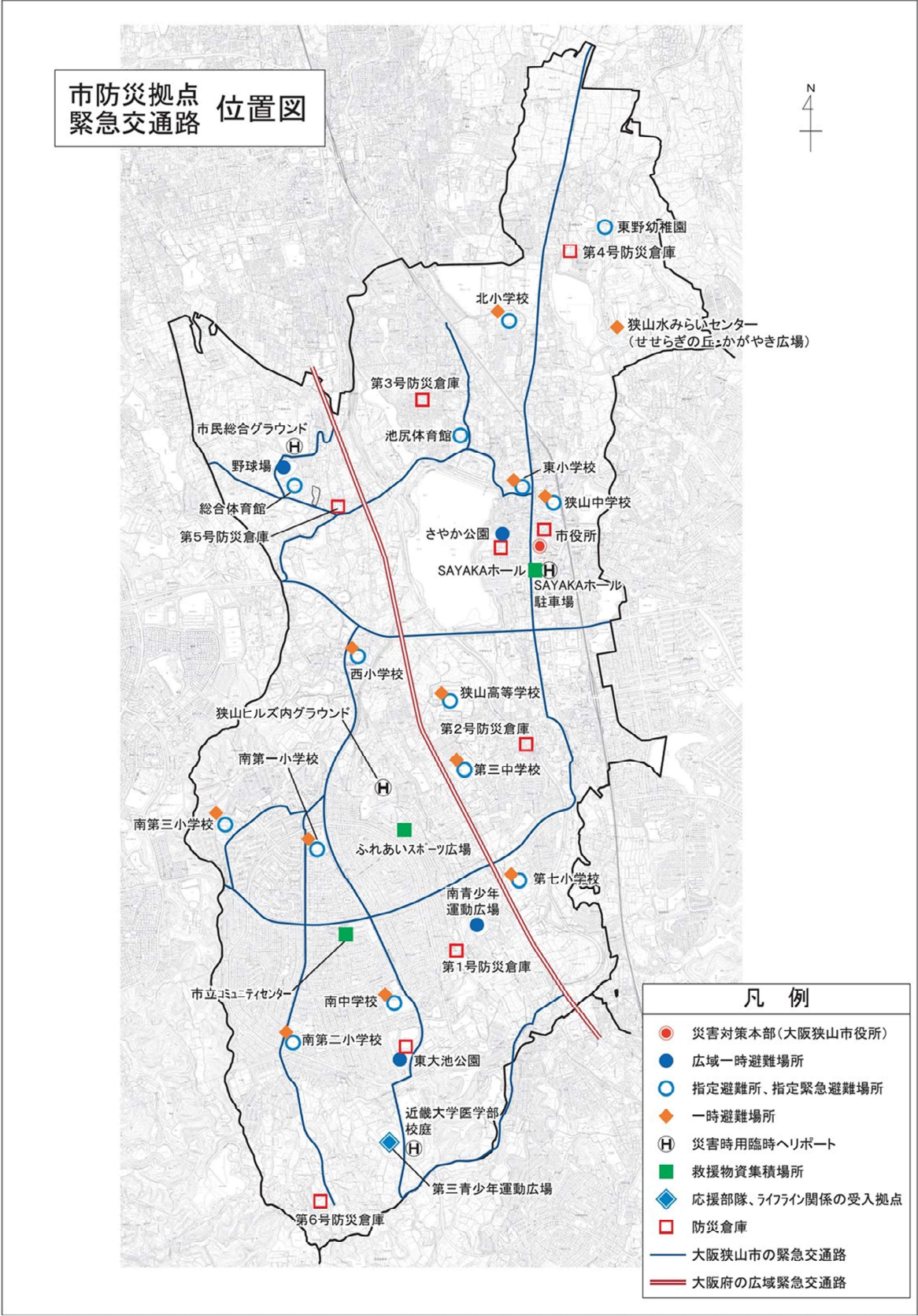


図 5-1 防災拠点・緊急交通路

出典：『大阪狭山市地域防災計画』（令和 4 年(2022 年)3 月）